

児童虐待防止サポート制度実施要領

(目的)

第1条 神戸市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）と兵庫県弁護士会との協力体制を構築し、児童虐待事案におけるこども家庭センターの対応について弁護士の意見を聴取し、また強制的な親子分離その他親権の制限を必要とする場合等の法律的な判断及び手続きについて弁護士のサポートを受けることにより、迅速な対応を図る。

(実施方法)

第2条 こども家庭センターは、毎年度、兵庫県弁護士会から当制度に協力できる弁護士の推薦を受けて、様式第1号の登録票により当該弁護士の登録を行う。

(協力業務)

第3条 こども家庭センター所長は、次の業務について、前条で登録した弁護士（以下「サポート弁護士」という。）に協力を求めることができる。

- ① こども家庭センターが扱う児童虐待事案のケース検討会へのアドバイザーとしての参加
- ② 緊急性を要する児童虐待ケースに関する相談及び立入調査等への協力
- ③ その他、第1条の目的を達成するためにこども家庭センター所長が必要と認める業務

2 前条の業務を実施したサポート弁護士は、様式第2号の履行確認表により、業務の実施状況をこども家庭センターへ報告する。

(報酬及び支払方法)

第4条 こども家庭センターは、前条第1項各号の業務を実施したサポート弁護士に対し、別表に定める報酬を支払うものとする。

2 前項の支払は、前条第2号に定める履行確認表により実績を確認のうえ、上半期（4月～9月実施分）については当該年度の10月に、下半期（10月～翌年3月実施分）については翌年度4月に行うものとする。ただし、年度途中でサポート弁護士の登録を抹消した場合その他こども家庭センターが必要と認める場合は、支払時期を早めることができる。

(施行期日)

この要領は、平成13年4月1日より適用する。

この要領は、令和6年4月1日より適用する。

別表（第4条関係）

報酬額	1時間あたり 6,111円 ※支払に際しては、所得税相当額を源泉徴収した上、差し引き額を支払うものとする。
-----	--

児童虐待防止サポート弁護士 登録表

(役職) (氏名) (フリガナ)	所属	名称	
		住所	
		TEL・FAX	
		e-mail	
	自宅	住所	
		TEL・FAX	
		携帯 TEL	
		e-mail	
口座		銀行 支店 普通 口座番号 口座名義(カタカナ)	

児童虐待防止サポート制度 業務履行確認表

(所属) こども家庭局こども家庭センター

	業務日時	業務内容	業務実施者 (自署)	所属 確認
1	令和 年 月 日 : ~ :			
2	令和 年 月 日 : ~ :			
3	令和 年 月 日 : ~ :			
4	令和 年 月 日 : ~ :			
5	令和 年 月 日 : ~ :			
6	令和 年 月 日 : ~ :			
7	令和 年 月 日 : ~ :			
8	令和 年 月 日 : ~ :			
9	令和 年 月 日 : ~ :			
10	令和 年 月 日 : ~ :			